

🏠

休みます

コンビニエンスストアでの
各種証明書交付サービス

▶とき＝11月24日(日)※設備点検のため※休止する証明書の種類など詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶間＝戸籍住民課証明係 ☎3579－2210

男女平等推進センター

▶とき＝11月25日(月)※施設点検のため▶間＝男女平等推進センター ☎3579－2790

地域センター・ホール

▶施設・とき

- 志村コミュニティホール…11月25日(月)～12月4日(水)
- きたのホール…12月3日(火)
- 中台地域センター…12月7日(土)

※設備点検などのため

▶間＝地域振興課庶務係 ☎3579－2161

👥

傍 聴

基本構想審議会

▶とき＝12月16日(月)13時～15時▶ところ＝第一委員会室(区役所11階)▶内容＝政策分野別(文化・スポーツ分野、産業分野)の検討など▶定員＝10人(申込順)▶申込・間＝11月18日(月)朝9時から、直接または電話・FAX・Eメール・電子申請(区ホームページ参照)で、政策企画課総合調整係(区役所4階⑫窓口) ☎3579－2011 ☎3579－4211 ✉sk-schousei@city.itabashi.tokyo.jp※申込記入例(8面)参照



二十歳(はたち)のつどい

▶とき＝来年1月13日(祝)11時から▶地区名・ところ＝表参照※12月2日(月)9時～来年1月10日(金)12時に、電子申請(区ホームページ参照)で、会場変更可。▶対象＝平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた方※12月上旬に、お知らせをお送りします。※手話通訳を希望する場合は、12月23日(月)までに、地域振興課地域振興係(☎3579－2046 ✉kb-shinko@city.itabashi.tokyo.jp)へご連絡ください。▶間＝各地域センター(区ホームページ参照)、地域振興課地域振興係 ☎3579－2163

表 二十歳(はたち)のつどい会場一覧

地区名	ところ	地区名	ところ
板橋	植村記念加賀スポーツセンター	中台	志村五小
熊野	区立文化会館大会議室	蓮根	志村六小
仲宿	グリーンホール1階ホール	舟渡	舟渡ホール
仲町	仲町地域センター	前野	前野小
富士見	富士見地域センター	桜川	桜川地域センター
大谷口	上板橋二中	下赤塚	下赤塚地域センター
常盤台	上板橋四小	成増	成増アクトホール
清水	志村三小	徳丸	きたのホール
志村坂上	グリーンカレッジホール	高島平	高島平区民館

※小・中学校は体育館で実施

みなさんの保険料が各制度を支えています

支払いをお忘れなく

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんで支え合いましょう。



		国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目 的		病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護を必要とする状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対 象		74歳以下で、ほかの健康保険に加入していない方	●65歳以上の方(第1号被保険者) ●40～64歳の方(第2号被保険者)※医療保険と合わせて徴収	●75歳以上の方 ●一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方
支 払 方 法	普通徴収	口座振替または納付書※便利で確実な口座振替をご利用ください。キャッシュカードのみで手続きできるサービスあり。詳しくは、お問い合わせください。※納付書払いの方は、支払期限までに金融機関・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所・モバイルレジ(モバイルバンキング・クレジットカード)・電子マネーでお支払いください。※クレジットカード払いは、支払い金額に応じて決済手数料が別途必要。		
	特別徴収	原則、世帯主が国民健康保険被保険者であり、世帯内の同被保険者全員が65～74歳で、次の全ての要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上であり、介護保険料が特別徴収されている ●介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下 ●口座振替をしていない	年額18万円(月額1万5000円)以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。※普通徴収への変更不可※65歳になったばかりの方・ほかの市区町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合あり。	次の両方の要件を満たす方は、介護保険料が差し引かれている年金と同じ年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下
滞 納 し た 場 合		●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●延滞金の徴収 ●医療機関などでの窓口負担が10割(全額自己負担)に変更 ●保険給付の全部または一部差し止め ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)	●介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担) ●保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当) ●保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど) ●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)	●督促状・催告書の送付および電話・訪問による納付勧奨 ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)
問 合		●保険料・資格について…国保年金課国保資格係 ☎3579－2406 ●お支払いについて…国保年金課国保収納係 ☎3579－2409 ●滞納処分・差し押さえについて…国保年金課国保特別整理係 ☎3579－2437	介護保険課資格保険料係 ☎3579－2359	後期高齢医療制度課管理収納係 ☎3579－2327

※経済的な事情などで保険料の支払いが困難な方は、分割納付・減免制度が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。